

## 函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける公的研究費等の間接経費取扱に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「生体医工学研究センター」という。）における公的研究費等に係る間接経費の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 公的研究費とは、科学研究費（以下、「科研費」という。）を始めとする文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から生体医工学研究センターに配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この内規における間接経費とは、公的研究費等による研究の実施に伴う生体医工学研究センターの管理等に必要な経費として生体医工学研究センターが使用する経費をいう。

### (間接経費の受け入れ等)

第3条 公的研究費等における研究代表者または研究分担者となった生体医工学研究センター研究員（以下、「研究員」という。）は、交付決定通知書または生体医工学研究センターが定める間接経費を生体医工学研究センターに譲渡するため、間接経費譲渡申出書を学院長に提出する。

2 学院長は、交付決定通知及び間接経費譲渡申出書に基づき、間接経費の受入を行う。

3 研究代表者または研究分担者となった研究員は、間接経費の譲渡について、間接経費譲渡申出書（様式1）により学院長に委任するものとする。

### (間接経費の使途)

第4条 間接経費は、公的研究費等を獲得した研究員の研究開発環境や研究機関全体の機能向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は、別表1に定める。間接経費の執行は、「競争的研究費等の間接経費の執行に関わる共通方針」（平成13年4月20日制定、令和3年10月1日改正）で定める間接経費の主な使途を参考として学院長の責任の下で適正に行うものとする。

### (間接経費の額)

第5条 間接経費の額は原則として直接経費の30%とする。

### (間接経費の報告)

第6条 学院長は、間接経費に係る使用実績を各年度終了後、速やかに頭蓋配分機関の定めるところにより報告するものとする。

(補則)

第7条 本取扱内規にかかわらず、公的研究費に係る規程等に定めがある場合は、その定めによるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

令和 年度科学研究費助成事業間接経費譲渡申出書

令和 年 月 日

函館市医師会看護・リハビリテーション学院長 殿

研究者

所属・職 生体医工学研究センター 研究員

氏名 (自署) ㊟

下記の研究課題に係る間接経費 円を譲渡しますので、譲渡の条件を承諾の上、手続方お願いします。

記

1 研究種目：

2 課題番号：

3 研究課題名：

4 交付決定額：直接経費 円 間接経費 円

5 譲渡の条件：

(1) 間接経費は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究種目を記入による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費に使用すること。

(2) 年度途中で、研究代表者が他の研究機関へ異動する場合、補助事業を廃止する場合、直接経費に残額がある場合には、残額の30%相当額の間接経費を代表者に返還すること。

上記、研究課題の間接経費の譲渡管理を

函館市医師会看護・リハビリテーション学院

学院長・氏名： 本間 哲 に委任致します。

別表 1

間接経費の主な使途の例示

当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

1 管理部門に係る経費

(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

2 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(3) 特許関連経費

(4) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(7) 設備の整備、維持及び運営経費

(8) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(9) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(11) 図書館の整備、維持及び運営経費

など

3 その他の関する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

など

※直接経費として充当すべきものは対象外とする。